

仕 様 書

くれ子育てねっと広告掲載取扱要領第4条第2項及び第12条第4項並びにくれ子育てねっと広告掲載取扱要領に係る運用基準第3項に規定する仕様書は、次のとおりとする。

1 業務名

くれ子育てねっと広告掲載事業

2 用語の意義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) くれ子育てねっと：呉市が管理する、子育て専用のホームページをいう。
- (2) 広告：文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。ただし、携帯端末画面からリンクする広告主の指定するホームページは、携帯サイト版とすること。

3 広告を掲載するページ等と位置

広告を掲載するページ等は、くれ子育てねっとトップページ及びくれパステルトップページのほか、各々の携帯端末トップページとする。掲載位置は、別紙のとおり。

※月間アクセス数 約3万件（平成22年4月から平成22年11月までの平均値）

4 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

5 広告の枠数

広告の枠数は、全体で16枠とする。各ページ等の掲載可能枠数は次のとおり。

- ・くれ子育てねっとトップページ 6枠
- ・くれ子育てねっと携帯端末トップページ 1枠
- ・くれパステルトップページ 8枠
- ・くれパステル携帯端末トップページ 1枠

6 ページユーザビリティの保持

広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、くれ子育てねっと広告掲載取扱要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも画面下方に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) GIFアニメーションの使用

GIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。
- イ バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) くれ子育てねっととの区別化

閲覧者が、くれ子育てねっとのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現、又は閲覧者が呉市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

- ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- イ くれ子育てねっとの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- ウ くれ子育てねっとの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。